

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	固定資産税・都市計画税に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

函館市は、固定資産税・都市計画税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北海道函館市長

公表日

令和6年7月2日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	固定資産税・都市計画税に関する事務
②事務の内容	<p>【概要】 地方税法等およびこれらの法律に基づく条例に基づき、固定資産税および都市計画税の賦課に関する事務として次の事務を行っている。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地および家屋の評価に関する事務 ・土地および家屋における納税者の名寄せならびに固定資産税および都市計画税の税額の決定に関する事務 ・住宅用地の特例に係る申告その他土地および家屋に係る各種申告書の受理に関する事務 ・償却資産に係る申告書の受理に関する事務 ・償却資産に係る価格および税額の決定に関する事務 ・納税者に対する納税通知書等の送付に関する事務 ・固定資産税および都市計画税に係る各種税務調査に関する事務 ・減免申請書等の受理および減免の決定または不決定に関する事務 ・課税に関する統計資料等の作成に関する事務 <p>特定個人情報ファイルについては、上記事務のほか、次の事務にも使用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国および他地方自治体の税担当部局等からの照会に対する回答に関する事務
③対象人数	<p>[10万人以上30万人未満]</p> <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	固定資産税システム
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. 固定資産(土地)の評価 <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産(土地)の評価業務を行う。 2. 固定資産税・都市計画税の賦課 <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税および都市計画税(市街化区域内のみ)の賦課を行う。 3. 固定資産税・都市計画税の減免 <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税・都市計画税の減免を行う。 4. 納税通知書の発行 <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税・都市計画税の納税通知書の発行を行う。 5. 固定資産課税台帳兼名寄帳の発行 <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産課税台帳兼名寄帳の発行業務を行う。 6. 税証明システムとの連携機能
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (固定資産税家屋評価システム, 固定資産税地番町割図管理システム(GIS))</p>

システム5	
①システムの名称	住登外システム
②システムの機能	1. 個人コード(住登外)付番、登録機能 ・住登外者に対して、本市内で利用する個人コードを付番する機能。 各事務システム管理者が必要に応じ登録を行い、共通基盤システムを介して各事務システムと連携する。 2. 住登外情報修正機能 ・住登外者に対して、必要に応じ内容の修正を行い、共通基盤システムを介して各事務システムと連携する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	団体内統合利用番号連携システム
②システムの機能	1. 中間サーバ連携機能: 中間サーバまたは中間サーバ端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能 2. 宛名情報等管理機能: 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能 3. 宛名番号付番機能: 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能 4. 既存システム連携機能: 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能
③他のシステムとの接続	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (国保システム, 後期高齢システム, 福祉台帳システム, 中間サーバシステム)
システム7	
①システムの名称	固定資産税イメージファイリングシステム
②システムの機能	・課税資料等の画像読み込み保存 ・課税資料等の画像ファイルの管理 ・課税資料等の画像ファイルの個人住民税システムとの連携
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム [] その他 ()

システム8	
①システムの名称	eLTAXシステム
②システムの機能	<p>・地方税ポータルシステム(eLTAX)は、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化および効率化に寄与するため、地方税共同機構が構築したシステムであり、平成17年1月から運用が開始されたシステムである。</p> <p>・このシステムでは、固定資産税(償却資産)、事業所得の申告、給与支払報告書等の提出、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続が行えるものである。</p> <p>・地方税ポータルセンタで受付した電子データは、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、審査システムで受領する。</p> <p>・審査システムは、税務事務の効率化を図るため、税務システムと連携している。</p> <p>①審査システムから税務システムへの連携:申告データ、利用届出データ、申請・届出データ等 ②税務システムから審査システムへの連携:特別徴収税額通知データ、特定個人情報ファイル(本人確認用)</p> <p>・審査システムには、 ①個人住民税:給与・公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルセンタを通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタを通じて、給与所得および年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者および年金保険者に送付する。 ②固定資産税(償却資産):償却資産の所有者から、地方税ポータルセンタを通じて、償却資産申告書等を受領する。 ③事業所得:事業所税の納税義務者から、地方税ポータルセンタを通じて、事業所税の申告書等を受領する。 等の機能がある。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (セキュリティ上保護された媒体を通して連携しており、他システムとの接続はない)
システム9	
①システムの名称	中間サーバシステム
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. 符号管理機能:情報照会または情報提供に用いる個人の識別情報である「符号」と、市の内部で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を管理する機能 2. 情報照会機能:情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 3. 情報提供機能:情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領およびその特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 4. 既存システム接続機能:中間サーバと団体内統合宛名システムおよびその他既存システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能 5. 情報提供等記録管理機能:特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 6. 情報提供データベース管理機能:特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能 7. データ送受信機能:中間サーバと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 8. セキュリティ管理機能:特定個人情報(連携対象)の暗号化および復号や、電文への署名付与、電文および提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する機能 9. 職員認証・権限管理機能:中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能 10. システム管理機能:バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能
③他のシステムとの接続	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法別表第1の16の項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・なし 【情報照会の根拠】 ・番号法別表第2 27の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部税務室
②所属長の役職名	資産税担当課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	土地・家屋・償却資産の所有者
その必要性	固定資産課税台帳・補充課税台帳を整備するため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
	その妥当性
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	財務部税務室

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (生活保護担当課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (都道府県, 他市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/> 専用線 [<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (eLTAX)	
③使用目的 ※	固定資産課税台帳・補充課税台帳を整備し, 適正かつ公正な賦課事務を効率的に行うため	
④使用の主体	使用部署	財務部税務室
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1. 課税台帳整備事務 ・償却資産申告書に個人番号を記載し発送する。 ・納税義務者(代理人)より提出された償却資産申告書等に記載された個人番号を取得し, 未登録の個人番号について内部識別番号である宛名番号と紐付ける。 2. 賦課決定事務 ・生活保護受給情報について, 情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い, 固定資産税の減免判定を行う。 3. 固定資産税課税事務全般 ・本人確認を行う際に個人番号を使用する。 4. 情報の統計分析 ・課税状況の集計等, 各種統計処理を行っているが, 特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。
	情報の突合	個人番号と内部識別番号を紐付けて使用する。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件	
委託事項1		
固定資産税システム, 住登外システム, イメージファイリングシステムの運用保守委託		
①委託内容 各システムの運用管理および税制改正に伴うシステム改修等に必要範囲内で, 特定個人情報の取扱いを委託		
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名 株式会社 エスピーシー		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2~5		
委託事項2		
納税通知書の印刷, 封入・封緘		
①委託内容 納税通知書の印刷, 裁断および封入・封緘		
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名 株式会社 エスピーシー		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3		
eLTAX(エルタックス)業務委託		
①委託内容 eLTAXの運用管理に関する委託		
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名 日本電気株式会社 北海道支社		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【土地マスタ】

《共通項目》

業務区分, ファイル種別, ファイル区分, ステップNo., レコード区分, エラー区分, 異動フラグ, 年度区分, 履歴番号, オプション, 更新日, 更新区分, マスタ年度

《土地キー》

土地KEY, 所在地番, 町コード, 地番, 枝番, 小番, 分離

《共通コード》

課・非課税, 市街化, 都市計画, 個人・法人区分, 共有, 減免, 更正, 特例,

《土地共通コード》

地目, 農地サイン, 評価計算, 分類, 細目, 賦課計算, 本則, 固定資産, 当該年, 初年度, 次年度, 最終年度, 都市計画, 免税点, 評価年INDX, 課税年INDX, 暫定特例,

《所有者》

所有者番号, 宛名番号, 個人番号, 本番, CD, 枝番, 年度当初所有者(前所有者),

《異動》

異動年月日, 事由

《更正異動》

年月日, 事由, 前, 後

《現況コード(土地)》

市街化(都市), 評価方法, 農地計算区分, 免点フラグ, 計算コード, 特筆フラグ, 地目, 現況, 台帳, 前地目, 略称地目, 概要調書用, 概要調地目, 概要地区区分, 特例, コード, 開始年, 年度, 減免, 期別, 対象面積, 状況類似番号, 親番, 子番, 分合筆元地番, 所在地番, 町コード, 地番, 枝番, 小番, 分離, 履歴誤記フラグ, 区画整理予定, 区画整理予定

《地積データ》

総地積, 現況, 登記, 地籍差コード, 宅地区分コード, 災害特例コード, 建替特例コード, 戸数, 住宅率, 非該当フラグ, 地積内訳, 小規模, 一般住宅, 非住宅, 法人非住宅按分率, 法人非住宅

《現況ユーザ・データ》

画地, 代表地番, 町コード, 地番, 枝番, 小番, 分離, 画地代表標算区分, 画地総地積, 宅地区分, 戸数, 住宅率, 小規模按分不適当フラグ, 入力決定価格, 標算区分, 基準年単価, 価格, 街区コード

《補正データ情報》

不整形, 補正率1(F1), 補正率2(F2), 補正率3(F3), 不整形地情報(平成9年~), 想定整形地距離, 縦距離, 横距離, 不整形地補正率, 計算採用区分, 無道路, 補正率1(M1), 補正率2(M2), 通路開設, 補正率, 崖地, 造成, 方位, 日照, その他, 補正率2, 補正率3, コード, 補正率4, 私道コード, 都市計画施設予定地補正コード, 市街化農地, 農地コード, 市農率, 比準率

《路線項目1》

正面路線価, 路線番号, 町コード, 街区, 連番, 宅地用途, 間口, 奥行, 奥行II, 無道路正面奥行無, その他, 補正率, 建築, 補正率, 三角地補正, 三角地フラグ, 側方路線1, 準角区分, 側方路線2, 二方路線価,

《路線価項目2》

正面路線価, 単位当路線価格, 前回, 今回, 影響加算率, 側方, 二方, 間口狭小, 奥行逓減, 奥行による補正, 長大, 短小, 総補正率, 評点, 側方路線価1, 側方路線価2, 二方路線価

《各評価替年度》

評価項目, 評価額, 単位当評価額, 総額, 単価の単位

《当該評価替年度》

評価項目, 評価額, 単位当評価額, 総額, 単価の単位, 評価の内訳, 小規模, 一般住宅, 非住宅

《前回評価最終年課税標準》

固定資産, 都市計画, 内訳, 小規模, 一般住宅, 非住宅

《当該3年分課税標準》

固定資産, 都市計画, 内訳(固定資産, 小規模, 一般住宅, 非住宅)(都市計画, 小規模, 一般住宅, 非住宅)

《課税標準額(当該年)》

固定資産, 都市計画, 内訳, 固定資産(小規模, 一般住宅, 非住宅), 都市計画(小規模, 一般住宅, 非住宅), 特例分課税(固定, 都計), 減免分課税(固定, 都計), 負担調整率(小規模, 一般住宅, 個人非住宅, 法人非住宅, 小規模(都市), 一般住宅(都市), 個人非住宅(都市), 法人非住宅(都市)), 固定, 負担水準(小規模, 一般住宅, 個人非住宅, 法人非住宅, 小規模(都市), 一般住宅(都市), 個人非住宅(都市), 法人非住宅(都市))

《当該年税額情報》

相当分, 固定資産, 都市計画, 減免分, 特例分, 差引分, 確認者情報, 確認年月日, 確認者氏名(カナ), 更新者情報, トランズソース, 更新年月日, 更新者氏名,

【土地路線価マスタ】

《共通項目》

業務区分, ファイル種別, ファイル区分, ステップNo., レコード区分, エラー区分, 異動フラグ, 年度区分, 履歴番号, 更新日, 更新区分, マスタ年度

《路線キー》

路線番号, 町コード, 街区, 連番, 前画面ID

《共通コード(路線)》

価格サイン, 価格

《路線コード》

市街化, 評価方法, 宅地用途, 状況類似, 標準地達成年度

《路線価格データ》

評価年度価格, 単位当価格, 価格, 倍率

《共通項目 路線価用》

確認者氏名(カナ), トランズ・ソース, 更新日

【家屋マスタ】

《共通項目》

業務区分, ファイル種別, ファイル区分, ステップNO, レコード区分, エラー区分, 異動フラグ, 年度区分, 履歴番号, 更新日, 更新区分, マスター年度

《家屋KEY》

KEY1, 函館市, 同一物件A, 同一物件B, 町名, 連番, 枝番, 増番, 所在地, 判定CD, KEY2, 町CD, 本番, 小番

《共通コード》

課・非課税, 市街化, 都市計画, 個人・法人区分, 共有, 減免, 更正, 特例

《共通コード(家屋)》

木・非木, 新・増・改・減, 過年度, 併用, 減価, 軽減, 賦課計算, 免点, 上昇率調整率索引用, 索引年, 種類, 構造・工法, 経年率索引用, 木・非, 表NO, 経過年数

《函館市専用コード》

家屋評価SYSフラグ, 敷地権コード

《所有者》

所有者番号, 宛名番号, 本番, CD, 枝番

《異動》

年月日, 事由

《登記異動》

年月日, 事由

《所有権異動》

年月日, 事由

《更正異動》

年月日, 事由, 前, 後

《現況コード(家屋)》

市街化, 新增改減, 種類, 証明用, 構造, 主体, 屋根, 階層CD, 住居表示, 本番, 枝番

《現況データ(家屋)》

建築, 建築年月日, 計算用建築年, 改築年月日, 年, 戸数, 評価項目, 再建築費単価, 損耗率, 需給率, 経過措置額, 床面積, 賦課対象, 1階, 合計, 居住床面積

《台帳明細(家屋)》

床面積, 1階, 合計, 家屋番号, 判定CD, 第3KEY, 町CD, 本番, 枝番, 小番, 孫番, 種類, (3)追加項目, 構造, 屋根, 階層CD

《特例軽減情報(家屋)》

軽減, 軽減コード, 最終年, 軽減対象床, 居住床・軽減明細, 非該当CD, 構造CD, 新築住宅面積内訳, 軽減内訳CD, 戸数, 軽減該当面積, 居住面積, 軽減内訳CD, 戸数, 軽減該当面積, 居住面積, 軽減内訳CD, 戸数, 軽減該当面積, 居住面積

《特例情報(家屋)》

特例, 特例コード, 開始年, 特例対象床

《減免情報(家屋)》

減免, 減免コード, 開始年, 減免対象床

《経年減点補正率(家屋)》

旧単価, 上昇率, 今回上昇率, 前回上昇率, 前々回上昇率, 調整率, 経年減点補正率, 一点単価

《計算項目》

再建築費評点数, 本則評価額, 決定評価額, 特例対象評価額, 特例後評価額, 課税標準額, 固定資産, 都市計画, 相当税額, 軽減該当課税標準額, 軽減分税額, 減免該当課税標準額, 減免分税額, 差引後税額

《年度当初値(家屋)》

延床面積, 決定評価額, 単価, 種類, 構造, 累積用履歴NO

《特例軽減情報2(家屋)》

軽減, 軽減コード, 最終年, 軽減対象床

《共通項目(ID)》

確認日, 確認者氏名(カナ), トランズ・ソース, 更新日, 更新者氏名(カナ)

【土地・家屋賦課マスタ】

《共通項目》

業務区分, ファイル種別, ファイル区分, ステップNO, レコード区分, エラー区分, 異動フラグ, 年度区分, 履歴番号, 更新日, 更新区分, マスター年度

《賦課キー》

課税年, 義務者番号, 宛名番号, 本番, CD, 枝番

《共通コード》

課・非課税, 市街化, 都市計画, 個人・法人区分, 共有, 減免, 更正, 特例

《共通コード(通知)》

宛名コード, 納管/送付先区分, 市内外区分, 住登内外区分, 口座区分, 共有者数区分, 家屋軽減修了, 打出区分, 賦課コード, 特例/減免の有無, 土地, 特例, 減免, 家屋, 免点, 家屋, 当該年, 基準年度, 第1年度, 第2年度, 合計, 税訂, 計算区分, 異動期

《所有者》

所有者番号, 宛名番号, 本番, 枝番

《更正異動》

事由, 事由(1), 事由(2), 事由(3), 事由(4), 更正年月日, 年(西暦), 月, 日

《減免異動(賦課)》

事由, 事由(1), 事由(2), 事由(3), 事由(4), 減免年月日, 年(西暦), 月, 日

《賦課データ》

異動期, 計算区分, 通知書番号, 通知書, 発行年月日, 件数, 土地, 総数, 課税, 共用土地, 家屋

《対象課税標準額》

固定資産, 土地, 一般, 共用, 家屋, 合計, 都市計画, 土地合計, 非課税, 地積, 評価額, 家屋合計, 床面積, 評価額, 償却課税標準額

《軽減分課税標準額》

固定資産, 土地, 土地軽減, 土地減免, 共用土地, 共用土地軽減, 共用土地減免, 家屋, 家屋軽減, 家屋減免, 都市計画, 償却減免

《税額》

固定資産, 軽減前, 一般, 共用, 軽減分, 土地, 軽減, 減免, 共用土地, 家屋, 合計, 軽減後, 都市計画, 既課税額, 固定, 都市, 年税額, 期別税額, 調定, 1期, 2期, 3期, 4期, 随時, 納入分, 通知用, 随時納期限, 開始, 期限, 償却減免

《宛名情報(賦課)》

住所コード, 市外, 市内, 地番コード, 郵便番号, 本番, 枝番, カナ氏名, 口座情報, 金融機関, 本店, 支店, 口座番号, 組合コード, 納税管理人, 相続人, 口座納付区分1=ゼンウ, 共有分割区分, 納付区分

《共通項目》

確認日, 確認者氏名(カナ), トランズ・ソース, 更新日, 更新者氏名(カナ)

【償却資産一品マスタ】

《共通項目》

業務区分, ファイル種別, ファイル区分, ステップNO, レコード区分, エラー区分, 異動フラグ, 年度区分, 履歴番号, 更新日, 更新区分, マスター年度

《一品キー》

宛番号, 宛番号本番, 枝番, 物件番号, 種類, 資産番号, 合算コード

《共通コード》

課・非課税, 市街化, 都市計画, 個人・法人区分, 共有, 減免, 更正, 特例

《共通コード(償却物件)》

償却共通コード, 申告区分, 計算区分, 資産保有, 特例区分, 合計入力, 決定サイン, 免点, 物件共通コード, 事由, 特例, 入力価格, 賦課計算, 限度(今回), 評価限度額, 帳簿限度額

《所有者》

所有者番号, 宛番号, 本番, 枝番

《現況データ(償却物件)》

資産名称, 数量, 取得, 取得年月日, 取得年, 取得月, 取得価格, 増減価格, 非課税価格, 耐用年数, 特例コード, 減免コード, 非課税コード, 増加償却, 前期増加償却率, 後期増加償却率, 計算フラグ, 減免評価額, 減免帳簿価格

《前回評価(償却物件)》

前回評価額, 前回帳簿額

《今回評価(償却物件)》

残存率, 評価額, 帳簿額, 特別控除, 評価分, 帳簿分, 決定額, 課税標準

《共通項目》

確認日, 確認者氏名(カナ), トランズ・ソース, 更新日, 更新者氏名(カナ)

【償却資産申告マスタ】

《共通項目》

業務区分, ファイル種別, ファイル区分, ステップNO, レコード区分, エラー区分, 異動フラグ, 年度区分, 履歴番号, 更新日, 更新区分, マスター年度

《一品キー》

宛番号, 宛番号本番, 枝番, 合算・判定コード, 決算期格納

《共通コード》

課・非課税, 市街化, 都市計画, 個人・法人区分, 共有, 減免, 更正, 特例

《共通コード(償却申告)》

償却共通コード, 申告区分, 計算区分, 資産保有, 特例区分, 合計入力, 決定サイン, 免点

《所有者》

所有者番号, 宛番号, 本番, 枝番

《現況コード(償却申告)》

申告, 決定者, 申告書出力フラグ, 短縮耐用, 増加償却, 非課税資産, 課税特例, 特圧, 償却方法, 青色申告, 借用資産, 事業所用家屋, 事業種, 大分類, 中分類, 減免コード

《現況データ(償却申告)》

事業, 資本金, 事業開始年月日, 決算期格納, 1期, 2期

《ユーザ・データ(償却申告)》

屋号, 申告応答, 担当者, 担当者電話番号, 税理士, 税理士送付フラグ, 税理士CD, 資産所在地

《当該年度価格(償却申告)》

価格, 前年前取得, 前年中減少, 前年中増加, 取得価格計, 帳簿額, 評価額, 決定価格, 課税標準額, 特別控除, 減免相当税額, 減免併用資産フラグ, 資料集計フラグ, 物品数

《共通項目》

確認日, 確認者氏名(カナ), トランズ・ソース, 更新日, 更新者氏名(カナ)

【償却資産賦課マスタ】

《共通項目》

業務区分, ファイル種別, ファイル区分, ステップNO, レコード区分, エラー区分, 異動フラグ, 年度区分, 履歴番号, 更新日, 更新区分, マスター年度

《賦課キー》

課税年度, 宛名番号, 宛名番号本番, 枝番, 履歴番号, 合算・判定コード

《オプション1》

共通コード, 課・非課税, 市街化, 都市計画, 個人・法人区分, 共有, 減免, 更正, 特例

《共通コード(償却申告)》

償却共通コード, 申告区分, 計算区分, 資産保有, 特例区分, 合計入力, 決定サイン, 免点

《所有者》

所有者番号, 宛名番号, 本番, 枝番

《現況コード(償却申告)》

申告, 決定者, 申告書出力フラグ, 短縮耐用, 増加償却, 非課税資産, 課税特例, 特庄, 償却方法, 青色申告, 借用資産, 事業所用家屋, 事業種, コード, 大分類, 中分類, 減免コード

《当該年度価格(償却申告)》

価格, 前年前取得, 前年中減少, 前年中増加, 取得価格計, 帳簿額, 評価額, 決定価格, 課税標準額, 特例控除, 減免相当税額, 減免併用資産フラグ, 資料集計フラグ

《更正異動》

更正年月日, 更正事由, 更正前, 更正後

《賦課データ》

異動期, 計算区分, 通知書番号, 通知書, 発行年月日, 件数, 土地, 総数, 課税, 共用土地, 家屋

《宛名情報(賦課)》

住所コード, 外, 市内, 地番コード, 郵便番号, 本番, 枝番, カナ氏名, 口座情報, 金融機関, 本店, 支店, 口座番号, 組合コード, 納税管理人, 相続人, 口座納付区分1=センノウ, 共有分割区分, 納付区分

《税額》

当初収納セットフラグ, 当初納付書出力フラグ, 税額, 減免前, 減免コード, 減免額, 年税額, 期別税額, 調定, 1期, 2期, 3期, 4期, 随時, 納付額, 通知額, 随時納期限, 開始, 終了

《税理士》

送付フラグ, 税理士CD, 物品数, 差引年税額, 既課税額

《共通項目》

確認日, 確認者氏名(カナ), トランズ・ソース, 更新日, 更新者氏名(カナ)

【メモファイル】

《共通項目》

業務区分, ファイル種別, ファイル区分, ステップNO, レコード区分, エラー区分, 異動フラグ, 年度区分, 履歴番号, 更新日, 更新区分, マスター年度

《メモキー》

種類区分, キー番号

《メモデータ》

メモ項目, メモ

《共通項目》

確認日, 確認者氏名(カナ), トランズ・ソース, 更新日, 更新者氏名(カナ)

【資産税宛名ファイル】

義務者宛名番号, 宛名番号, 連番, 宛名区分, 納税管理人宛名番号, 共有, 人数, 共有代表フラグ, 共有代表宛名番号, 持分(分子, 分母), 台帳上氏名, 削除区分, 分割区分, 異動日, 処理日

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の課税対象者からの申告等について、番号法施行令、施行規則に基づき本人または代理人に係る本人確認および個人番号の真正性の確認等を行う。 ・eLTAXシステム等について、原則は対象者の情報のみ提供され入手することとなるが、誤って対象者以外の情報が送付される場合は、速やかに資料の回送を行う。 ・入手する課税対象者に係る情報を、税務システムに取り込む際、当該課税資料に記載された個人番号および氏名・住所等で課税対象者情報とのマッチング処理を行う。一致しない対象者については、その提出元への確認を行う等の調査を実施し、二人以上の職員でチェックを実施した上で、本人特定を行っている。 <p>【不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民等から、直接申告書等を入手する際には、利用目的の明示を行う。 ・事務で使用するシステムについては、特定個人情報を取り扱う担当者を特定し、パスワード認証等により特定の権限者以外は操作が行えないように制限を行う。また、アクセスログ、情報照会・提供の記録等を記録し管理を行う。 <p>【入手の際に特定個人情報が漏洩・紛失するリスクに対する措置の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課税資料等を委託先においてパンチ入力する際、その取り扱いは庁内または委託先のサーバ室等に制限している。その際、委託先とは引継書等によりデータの引継・管理を行い、特定個人情報の漏えい・紛失の防止を行う。 ・eLTAXシステム等については、専用線で接続されているため、通信上で高いセキュリティが確保されているため、特定個人情報の漏えい・紛失は防止されている。 <p>また、当該システムから入手した特定個人情報は、パスワード認証によるアクセス制御により保護された外部媒体を使用して税務システムへの取込みを行い、取り込み後は、当該情報を削除し、その削除記録を管理する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>【団体内統合宛名システムにおける措置内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名システムにおいては、システム間連携機能により庁内の各業務システムと接続されているが、各システムごとにアクセスできる情報を制限しており、目的を超えた紐づけや事務に必要な情報との紐づけを防止している。 <p>【税務システムにおける措置内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税務システムでは、事務に必要な情報のみ保有する。 ・ID、パスワード、生体認証(指紋・静脈)による認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ・情報提供ネットワークを使用する際は、中間サーバを経由し情報連携を行うが、番号法において情報提供の制限が解除されている情報のみ連携する。
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;"><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
<選択肢>							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[行っている] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;"><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 行っている</td> <td style="text-align: center;">2) 行っていない</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 行っている	2) 行っていない
<選択肢>					
1) 行っている	2) 行っていない				

具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークを利用する必要がある職員を特定するとともに、職員の生体情報によるログイン制御を行う。 ・システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、職員ごとにパスワードを割り当て、パスワードによる認証を行う。 ・職員ごとに利用可能な業務システムを制限し、不正な使用を防止する。 ・職員が着任した場合にパスワードを登録し、離任した場合は削除する。
----------	--

その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・提出を受けた特定個人情報が記載された書類等については、職員が直接受理し、保管や次の処理過程に確実に引き継ぐ。 ・特定個人情報を記録した紙媒体等は、定められた保管場所で施錠管理等を行い、漏えい・紛失を防止する。
-----------	--

リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;"><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
<選択肢>							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<ul style="list-style-type: none"> ・税務システムにおいては業務での使用に限ることやアクセスログを記録していることを職員に周知し、適切な運用を促す。 ・端末については、あらかじめ認証した電磁的記録媒体以外の接続を禁止している。
--

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	委託先に安全管理措置を遵守させるための「必要かつ適切な監督」として、以下の規定を委託契約の締結に盛り込む。 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ・特定個人情報を取り扱う従業員の明確化 ・従業員に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定 ・必要があると認めるときに実地調査を行うことができる規定等	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[O] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

【目的外の入手が行われるリスク】

<団体内統合宛名システムにおける措置>

- ・団体内統合宛名システムでは、個人番号利用事務(システム)からの接続には認証を必須とし、個人番号利用事務(システム)以外のアクセスはできない対策を実施する。
- ・団体内統合宛名システムでは、ユーザIDによる認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、個人番号関連業務関係者以外はアクセスできないよう対策を実施する。

<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置>

1. 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応する。

2. 中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みとする。

(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会および照会した情報の受領を行う機能。

(※2)番号法別表第二および第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。

(※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。

【安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク】

<団体内統合宛名システムにおける措置>

- ・団体内統合宛名システムでは、事前に登録したサーバ(中間サーバ等)のみに、情報入手元を限定する。
- ・団体内統合宛名システムでは、通信路セキュリティとして経路暗号化を実施する。

<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置>

- ・中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保する。

<中間サーバ・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより安全性を確保する。
- ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信経路のセキュリティを確保する。

リスクに対する措置の内容

を相手方のリスクに女王はを維持する。

【入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク】

< 団体内統合宛名システムにおける措置 >

・団体内統合宛名システムでは、事前に登録したサーバ(中間サーバ等)のみに、情報要求のリクエスト先を限定する。

< 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 >

中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐づけられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することを担保する。

【入手の際に特定個人情報が漏洩・紛失するリスク】

< 団体内統合宛名システムにおける措置 >

・団体内統合宛名システムでは、通信路セキュリティとして経路暗号化を実施する。

< 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 >

・中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応する。(※)。

・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設ける。

・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に、当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減する。

・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する。

(※) 中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行い、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みとする。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとする。

< 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 >

・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応する。

・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応する。

・中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視、障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		

<p>その他の措置の内容</p>	<p>【物理的対策】</p> <p><本市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバは、ICカード認証による入退室管理を行っている室内に設置した大型汎用機内に保管する。 ・記録媒体等(バックアップ等)の持ち出し可能な媒体は、サーバ室の施錠できる専用の部屋で保管または施錠可能な場所で保管している。また業務用端末からデータの持ち出しはできないように制限している。 ・帳票等の紙媒体は、施錠可能な場所で保管している。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視および、施錠管理をする。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <p>【技術的な対策】</p> <p><本市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型汎用機(サーバ)に接続することができる各業務担当課に設置された端末については、それぞれID、パスワード、生体認証(指紋・静脈)を設定し、大型汎用機(サーバ)へのアクセスはパスワードによる認証を必要としている。 ・税務システムを使用する業務端末は、不正な侵入への対策が施された固有のネットワークにより構成され、インターネットとの接続は行っていない。 ・税務システムを利用する業務端末へは、外部デバイスの接続を禁止すると同時に、ID、パスワード、生体認証(指紋・静脈)を設定している。 ・税務システムの操作者(職員等)の権限は、担当する業務の必要の範囲に応じてアクセス権限を発行し、操作ログを記録している。 ・使用する端末にウイルス対策ソフトを導入し、アップデートを継続し常に最新のプログラムを維持することを徹底するとともに、ファイアウォールにより外部からのサーバへのアクセスを制御している。さらに全てのサーバおよび端末に対し、OS等の修正プログラムを適用し、常に最新の状態にすることを徹底する。 <p><eLTAXシステムおよび国税連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・eLTAXシステムおよび国税連携システムとの接続先は、通信の安全性が確保された専用回線であるLGWAN回線との接続であり、ファイアウォールを介して大型汎用機のネットワーク上の端末と接続するため、外部からの接続はできない。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともにログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームではウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>〔函館市における措置〕</p> <p>ICカード認証による入退出管理を行っている部屋に設置した大型汎用機(サーバ)に保管する。大型汎用機(サーバ)に接続することができる各業務担当課に設置された端末については、それぞれID、パスワード、生体認証(指紋・静脈)を設定し、大型汎用機(サーバ)へのアクセスはパスワードによる認証を必要としている。</p> <p>函館市電子計算機処理に係るデータ保護管理規程に基づき、保護責任者は保存期間の経過等により保管の必要がなくなった磁気ファイルについて、一切アクセスできないよう制限した上、システム上で速やかに消去、廃棄等の必要な措置を講じている。</p> <p>保存期限を経過した紙媒体による特定個人情報については、廃棄処分(函館市の設置する焼却施設での処分)を実施する。</p> <p>〔中間サーバ・プラットフォームにおける措置〕</p> <p>中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館およびサーバ室への入室を厳重に管理する。特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	

8. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <div style="text-align: right; margin-right: 20px;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div>
具体的な方法	<p><本市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員等に対しては、配属時(新規事務従事時)のほか必要に応じて個人情報および特定個人情報の保護の取扱いに係る関係法令等および本市の条例に違反した場合の罰則、情報セキュリティ等に関する職場内研修を実施する。 ・違反行為を行った者に対しては、指導の上、その違反行為の程度によっては、当該職員等を懲戒処分等の対象とする。 ・個人情報および特定個人情報の保護の取扱いに係る他団体の事故または事例の情報を担当部署内で共有する。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報(特定個人情報を含む)保護に関する条文を規定し秘密保持契約を締結するとともに、業務に従事する従業員に対し、職員に対する研修と同等の研修の実施の義務付けを行う。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員および事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行う。 <p>※従業者とは、契約形態にかかわらず、特定個人情報保護評価の対象となる事務に現に従事する者の全てが含まれる。行政機関においては、正規職員のほか、会計年度任用職員等も含む。</p>
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	総務部文書法制課 函館市東雲町4番13号 0138-21-3649
②請求方法	個人情報の保護に関する法律および函館市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	財務部税務室(資産税担当) 函館市東雲町4番13号 0138-21-3229
②対応方法	問合せの受付時に受付票を作成し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年6月12日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月29日	I-6-②	参事 川口 健治	資産税担当課長 川口 健治	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年8月29日	Ⅲ-3-リスク2-具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、職員ごとにパスワードを割り当て、パスワードによる認証を行う。 ・職員ごとに利用可能な業務システムを制限し、不正な使用を防止する。 ・職員が着任した場合にパスワードを登録し、離任した場合は削除する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークを利用する必要がある職員を特定するとともに、職員の生体情報によるログイン制御を行う。 ・システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、職員ごとにパスワードを割り当て、パスワードによる認証を行う。 ・職員ごとに利用可能な業務システムを制限し、不正な使用を防止する。 ・職員が着任した場合にパスワードを登録し、離任した場合は削除する。 	事後	リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらない

令和1年6月26日	I-2-システム8②	<p>【概要】 eLTAX(エルタックス)の利用者から各種申告データを電子データとして受理し、連携するシステムである。</p> <p>【内容】 1. 利用届出の審査管理機能 2. 申告データの審査管理機能 3. 申告データの受理、出力および連携機能 4. 公的年金からの個人市民税・道民税の特別徴収に係る年金保険者と市町村のデータの連携</p>	<p>・地方税ポータルシステム(eLTAX)は、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化および効率化に寄与するため、地方税共同機構が構築したシステムであり、平成17年1月から運用が開始されたシステムである。</p> <p>・このシステムでは、固定資産税(償却資産)、事業所得の申告、給与支払報告書等の提出、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続が行えるものである。</p> <p>・地方税ポータルセンタで受付した電子データは、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、審査システムで受領する。</p> <p>・審査システムは、税務事務の効率化を図るため、税務システムと連携している。</p> <p>①審査システムから税務システムへの連携: 申告データ、利用届出データ、申請・届出データ等 ②税務システムから審査システムへの連携: 特別徴収税額通知データ、特定個人情報ファイル(本人確認用)</p> <p>・審査システムには、 ①個人住民税: 給与・公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルセンタを通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタを通じて、給与所得および年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者および年金保険者に送付する。 ②固定資産税(償却資産): 償却資産の所有者から、地方税ポータルセンタを通じて、償却資産申告書等を受領する。 ③事業所得: 事業所税の納税義務者から、地方税ポータルセンタを通じて、事業所税の申告書等を受領する。 等の機能がある。</p>	事後	重要な変更にとらぬ項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月26日	I-6-②	資産税担当課長 川口 健治	資産税担当課長	事後	重要な変更にとらぬ項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月26日	Ⅲ-8	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にとらぬ

令和2年6月18日	Ⅱ－6 保管場所	<p>〔函館市における措置〕 ICカード認証による入退出管理を行っている部屋に設置した大型汎用機に保管する。大型汎用機に接続することができる端末の使用は、パスワードによる認証が必要となる。 (以下略)</p>	<p>〔函館市における措置〕 ICカード認証による入退出管理を行っている部屋に設置した大型汎用機に保管する。大型汎用機に接続することができる端末の使用は、ID、パスワード、生体認証(指紋・静脈)による認証が必要となる。 (以下略)</p>	事後	リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらない
令和2年6月18日	Ⅲ－3－リスク1 リスクに対する措置の内容	<p>【税務システムにおける措置内容】 ・税務システムでは、事務に必要な情報のみ保有する。 ・税務システムから、他の特定個人情報ファイルを取扱う事務において情報を使用する場合、事務に必要なアクセスができないようアクセス制御している。 (以下略)</p>	<p>【税務システムにおける措置内容】 ・税務システムでは、事務に必要な情報のみ保有する。 ・ID、パスワード、生体認証(指紋・静脈)による認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 (以下略)</p>	事後	リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらない
令和2年6月18日	Ⅲ－7 その他の措置の内容	<p>【技術的な対策】 ＜本市における措置＞ ・大型汎用機(サーバ)に接続することができる各業務担当課に設置された端末についてはそれぞれID、パスワードを設定し、大型汎用機(サーバ)へのアクセスはパスワードによる認証を必要としている。 ・税務システムを使用する業務端末は、不正な侵入への対策が施された固有のネットワークにより構成され、インターネットとの接続は行っていない。 ・税務システムを利用する業務端末へは、外部デバイスの接続を禁止すると同時に、ユーザIDおよびログインパスワードを設定している。 (以下略)</p>	<p>【技術的な対策】 ＜本市における措置＞ ・大型汎用機(サーバ)に接続することができる各業務担当課に設置された端末については、それぞれID、パスワード、生体認証(指紋・静脈)を設定し、大型汎用機(サーバ)へのアクセスはパスワードによる認証を必要としている。 ・税務システムを使用する業務端末は、不正な侵入への対策が施された固有のネットワークにより構成され、インターネットとの接続は行っていない。 ・税務システムを利用する業務端末へは、外部デバイスの接続を禁止すると同時に、ID、パスワード、生体認証(指紋・静脈)を設定している。 (以下略)</p>	事後	リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらない

令和2年6月18日	Ⅲ－7 その他の措置の内容	<p><eLTAXシステムおよび国税連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・eLTAXシステムとの接続は、専用回線である。 またeLTAXシステムとの接続には、ファイアウォールを設置し、サーバへのアクセスを制御している。 ・国税連携システムとの接続先は、通信の安全性が確保された専用回線であるLGWAN回線との接続であるため、外部からの接続はできない。 	<p><eLTAXシステムおよび国税連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・eLTAXシステムおよび国税連携システムとの接続先は、通信の安全性が確保された専用回線であるLGWAN回線との接続であり、ファイアウォールを介して大型汎用機のネットワーク上の端末と接続するため、外部からの接続はできない。 	事後	リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらない
令和2年6月18日	Ⅲ－7 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びリスクに対する措置	<p>[函館市における措置]</p> <p>ICカード認証による入退出管理を行っている部屋に設置した大型汎用機に保管する。大型汎用機に接続することができる各業務担当課に設置された端末についてはそれぞれIDとパスワードを設定し、大型汎用機へのアクセスはパスワードによる認証を必要としている。 (以下略)</p>	<p>[函館市における措置]</p> <p>ICカード認証による入退出管理を行っている部屋に設置した大型汎用機(サーバ)に保管する。大型汎用機(サーバ)に接続することができる各業務担当課に設置された端末については、それぞれID、パスワード、生体認証(指紋・静脈)を設定し、大型汎用機(サーバ)へのアクセスはパスワードによる認証を必要としている。 (以下略)</p>	事後	リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらない
令和2年6月18日	Ⅲ－9 具体的な方法	正職員のみならず非正規職員、臨時職員等も含む。	正規職員のほか、会計年度任用職員等も含む。	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年6月18日	V－1－①	平成27年12月28日	令和2年6月12日	事後	再評価によるもの
令和3年6月18日	I－4	・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条	削除	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年6月18日	I－5－②	・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条第5号	削除	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年6月16日	Ⅱ－4 委託事項3－③	日本電気株式会社 函館支店	日本電気株式会社 北海道支社	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年6月16日	Ⅳ－1－② 請求方法	函館市個人情報保護条例の規定に基づき、開示・訂正・削除・利用の中止・提供の中止の請求を受け付ける。	個人情報の保護に関する法律および函館市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない